沖縄県企業局「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事 試行要領

令和 4 年12月 8 日 企業総第1338号 令和 6 年 4 月26日 企業総第 180号 企業局総務課 建設業務指導班

1 目的

沖縄県企業局では、建設業における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、沖縄県企業局発注の建設工事において、総合評価落札方式や工事成績評点においてインセンティブを付与するモデル工事を試行する。

2 用語の定義

本試行要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・「労務費見積り尊重宣言」
 - : 建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけていくため、一次下請企業への見積り依頼に際して、内訳明示が進んできている法定福利費に加えて労務賃金改善の趣旨に叶う適切な労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出要請を徹底し、当該見積りを確認した上でこれを尊重することを各企業で宣言すること。

3 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

(1) 対象工事

沖縄県企業局が総合評価落札方式で発注する建設工事で、発注者が必要と認めた工事。 簡易型 II 型、標準型及び高度技術提案型においては、原則必須の評価項目とすることを標準と する。

特別簡易型及び簡易型 | 型においては、積極的に評価項目とすることを標準とする。

(2) 試行内容

次の①及び②の両方とも満たす場合は、総合評価落札方式における企業の能力等の評価として加 点を行う。

① 「労務費見積り尊重宣言」の公表

入札・契約手続き参加企業は、「労務費見積り尊重宣言」を公表し、申請書及び確認資料提出 時に公表した事実が確認できる資料(様式指定なし)を提出する。 宣言の公表及び公表した事実が確認できる資料は、次のア)又はイ)のいずれかで良いが、下 請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨及び自社名を明示して宣 言を公表していることが分かる資料とすること。

(経常 \cup \lor は全ての構成員においてそれぞれ公表が必要で、特定 \cup \lor は代表者のみの公表でよい。)

- ア) ホームページやアカウント無しで誰でも閲覧可能なSNS等において公表する。その場合、「掲載したページの写し」を提出すること。(発注者が実際にアクセスして閲覧可能が確認できるよう、写しには当該URLも記載すること。)
- イ) 下請企業等、社外の者が閲覧できるような場所(会社入口や廊下等)において、掲示する ことで公表する。その場合、「実際の掲示環境写真及び掲示資料の写し」を提出するこ と。
- ② 下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨の誓約書入札・契約手続き参加企業は、申請書及び確認資料提出時に誓約書(別記様式6-3)を提出する。

(経常」Vまたは特定」Vの場合は、」Vとして提出する。)

※ 全て自社施工を予定している元請企業の場合においても、①及び②の両方とも満たす場合は、同様に加点を行う。

(3)履行確認による工事成績評定への反映

工事完成時に、発注者(主任監督員)による履行確認を行う。

履行確認は、下請企業から元請企業への見積書(以降「見積書」という。)を確認し、労務費 (労務賃金)の内訳明示がされていることを確認する。

確認対象は、1次下請契約額上位1位の企業に加え、下請金額4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の1次下請契約の企業の見積書とする。(当初契約及び改定契約を含む。)

また、発注者は、次のA又はBの場合のとおり確認を行い、適切に工事成績評定に反映する。

A:受注者が総合評価落札方式の「労務費見積り尊重宣言」の評価項目で加点された場合

工事完成時に履行の確認ができない場合は、工事成績評定「法令遵守等_8.その他」で減ずる措置を行う。(総合評価落札方式で加点された点数を減ずる)

確認対象となる1次下請契約が無いことが確認できた場合は、減点の対象外とする。 なお、見積書に加え注文書に労務費(労務賃金)が内訳明示されている場合は、工事成績評 定「5. 創意工夫」の「その他」において評価する。

B:受注者が総合評価落札方式の「労務費見積り尊重宣言」の評価項目で加点がない場合

受注者が工事完成日までに、「労務費見積り尊重宣言」を公表している場合で、見積書における労務費(労務賃金)の内訳明示が行われていることに加え、注文書に労務費(労務賃金)が内訳明示されていれば、工事成績評定「5. 創意工夫」の「その他」において評価する。

4 特記仕様書への記載例

第〇条

見出し:「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事

項 :

★★対象工事に記載**★★**

事項 :

本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。

実施については、「沖縄県企業局「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。

5 公告文への記載例

本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。

総合評価落札方式における評価の担保として、評価した内容が受注者の責により履行できない 場合は、工事成績評価点を減じる措置等を行う。

その他、沖縄県企業局「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領、及び沖縄県「労務費 見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領による。

6 入札説明書への記載例

- 1 総合評価落札方式に係る落札者決定基準
- (1) 評価項目、評価基準及び得点配分
- イ 企業の能力等について(加算点)

評価項目	評価基準	点数	配点
	「労務費見積尊重宣言」を公表し、下請企業への見積		
労務費見積尊重宣	依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する取組	1.0	/1 0
言	を誓約する。		/1.0
	上記以外	0.0	

- (ク)「労務費見積り尊重宣言」(別記様式6-3)
 - ◇「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事において①及び②の両方を満たす場合に評価する。
 - ◆①入札・契約手続き参加企業は、「労務費見積り尊重宣言」を公表し、申請書及び確認資料 提出時に公表した事実が確認できる資料(様式指定なし)を提出する。宣言の公表及び公表 した事実が確認できる資料は、次のア)又はイ)のいずれかで良いが、下請企業への見積り 依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨及び自社名を明示して宣言を公表してい ることが分かる資料とすること。(経常JVは全ての構成員においてそれぞれ公表が必要 で、特定JVは代表者のみの公表でよい。)
 - ア) ホームページやアカウント無しで誰でも閲覧可能なSNS等において公表する。その場合、「掲載したページの写し」を提出すること。(発注者が実際にアクセスして閲覧可能か確認できるよう、写しには当該URLも記載すること。)
 - イ) 下請企業等、社外の者が閲覧できるような場所(会社入口や廊下等)において、掲示することで公表する。その場合、「実際の掲示環境写真及び掲示資料の写し」を提出すること。
 - ◇②入札・契約手続き参加企業は、申請書及び確認資料提出時に、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示する旨を記した誓約書(別記様式6-3)を提出する。(経常JVまたは特定JVの場合は、JVとして提出する。)
 - ◆全て自社施工を予定している元請企業の場合においても、①及び②の両方を満たす場合は同様に加点を行う。

◇その他、沖縄県企業局「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領、及び沖縄県「労 務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領による。

(3) 評価内容の担保 (ペナルティー)

	評価項目	減点措置	
企業の能力等	労務費見積尊重宣言に関する事項	- 1点	

附則

- 1. 本要領は令和6年5月1日以降予算の執行伺いを決裁する工事より適用する。
- 2. 旧要領(令和4年12月8日企業総第1338号策定)については廃止とする。ただし、令和6年4月 30日までに予算の執行伺いを決裁する工事については、旧要領による。